

地 域 福 祉 課

Ⅳ 地域福祉課の事業概要

地域福祉課は、児童、母子・父子・寡婦、高齢者、障害者（児）等の福祉、及びDV対策等広域的・専門的な事業を担当し、住民に対しより効果的な福祉サービスを推進するため、管内両市及び関係機関と連携を図りながら事業を推進している。

1 福祉関係事業

（１）民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表 1－（１）民生委員・児童委員配置状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

（単位：人）

市町村	定 数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
平成 26 年度	582	515	44	559	146	413
平成 27 年度	582	514	46	560	147	413
平成 28 年度	590	504	47	551	134	417
市 川 市	468	405	37	442	109	333
浦 安 市	122	99	10	109	25	84

(2) 児童福祉

精神又は身体に政令で定める程度の障害を有する 20 歳未満の児童を監護している父若しくは母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表 1 - (2) - イ 特別児童扶養手当受給状況

(単位：人)

区分 市町	受給者数	支 給 対 象 障 害 児 数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級
平成 26 年度	711	153	60	171	338	18	0	342	398
平成 27 年度	708	147	53	167	356	14	0	328	409
平成 28 年度	700	134	52	195	334	9	0	338	386
市川市	535	92	38	157	255	6	0	255	293
浦安市	165	42	14	38	79	3	0	83	93

(注) 1 人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子家庭・父子家庭又は寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図ることを目的として、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸し付けを行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表 1 - (3) - ア 母子・父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
平成 26 年度	—	—	17,262	—	—	—	—	—	—	—	262	—
平成 27 年度	—	—	10,614	360	—	—	—	840	—	—	—	—
平成 28 年度	—	—	6,140	—	—	—	—	840	—	—	—	—
市川市	—	—	3,492	—	—	—	—	840	—	—	—	—
浦安市	—	—	2,648	—	—	—	—	—	—	—	—	—

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表 1 - (3) - イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
平成 26 年度	—	—	182	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成 27 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成 28 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市川市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
浦安市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(4) 高齢者福祉

百歳者に対する祝品等の贈呈事業や公的年金等を受給していない老人福祉施設入居者に対し法外援護給付金の支給を行っている。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表 1 - (4) - ア 百歳者

(単位：人)

区分 市町村	百 歳 者	左 の 内 訳	
		男	女
平成 26 年度	82	11	71
平成 27 年度	83	11	72
平成 28 年度	80	11	69
市川市	72	10	62
浦安市	8	1	7

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で、公的年金などを受給していない人に対し法外援護給付金を支給している。

表 1 - (4) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
平成 26 年度	10	564,000
平成 27 年度	10	488,800
平成 28 年度	6	291,400

(5) 障害者福祉

在宅重度知的障害者及び寝たきり身体障害者に、市が行う福祉手当の給付に対する補助金の交付や、在宅の重度身体障害児・者の日常生活用具の取付費の補助を行っている。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市町村が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表 1 - (5) - ア 在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当受給状況

区分 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
平成 26 年度	143	7,175,175	5	237,875
平成 27 年度	149	7,352,500	5	216,250
平成 28 年度	147	7,304,925	4	168,675
市川市	73	3,481,625	3	116,775
浦安市	74	3,823,300	1	51,900

イ 重度身体障害児・者日常生活用具取付費補助事業

重度身体障害児・者の日常生活用具の取付に必要な経費を市町村が助成した場合、補助金を交付している。

表 1 - (5) - イ 重度身体障害者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数 (件)	内 容	補助金 (円)
平成 26 年度	5	移動・移乗支援用具、特殊便器、 移動用リフト	111,640
平成 27 年度	7	移動・移乗支援用具、特殊便器、 移動用リフト、聴覚障害者用通信 装置 (FAX)	96,750
平成 28 年度	10	移動・移乗支援用具、特殊便器、 入浴補助用具	147,854
市川市	3	移動・移乗支援用具	44,834
浦安市	7	移動・移乗支援用具、特殊便器、 入浴補助用具	103,020

ウ 障害者差別相談事業

平成 19 年 7 月に施行された「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、センターに配置している広域専門指導員が障害者に対する差別や合理的配慮の欠如などに関する相談を受け、障害者と相手方との間で公正な立場で調整活動を行い事案の解消に努めるとともに、条例の周知・啓発活動も行っている。

表 1 - (5) - ウ 障害者差別相談状況

(単位：件)

区 分	差別等相談活動件数	差別等相談活動件数の内訳						虐待の相談件数	その他の相談件数	条例周知活動
		電話	来所面接	訪問面接	連絡・調整関係機関	事例検討会・会議	その他			
平成 26 年度	513	228	4	14	166	75	26	2	147	67
平成 27 年度	211	109	7	5	40	36	14	1	205	43
平成 28 年度	515	146	17	16	144	159	33	4	197	49

エ 地域相談員の委嘱

地域の身近な相談窓口として、市町村の身体障害者相談員・知的障害者相談員や条例に規定する各分野に関し優れた見識を有する方を地域相談員として委嘱し、連携を図っている。

表 1 - (5) - エ 地域相談員委嘱状況

(単位：人)

区 分 市町村	身体障害者相談員	知的障害者相談員	その他相談員	計	左の内訳	
					男	女
平成 26 年度	20	6	11	37	21	16
平成 27 年度	20	6	10	36	20	16
平成 28 年度	20	6	10	36	19	17
市川市	16	5	7	28	16	12
浦安市	4	1	3	8	3	5

(6) 配偶者暴力相談支援事業

平成 16 年 6 月 1 日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV 防止法)に基づいて、配偶者暴力相談支援センターに指定され事業を開始した。

配偶者(婚姻関係と同様の事業にある者を含む)や生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く)相手からの暴力を受けた被害者(離婚後も元配偶者から生命又は身体に危害を受けるおそれのある者を含む)からの相談を受け、必要な情報提供・支援を行っている。

表 1 - (6) 配偶者暴力相談支援状況

(単位: 件)

区 分	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数			
	総数	うち DV	うち ストーカー 行為等	うち 内閣府 報告分	総数	うち DV	うち ストーカー 行為等	うち 内閣府 報告分	総数	うち DV	うち ストーカー 行為等	うち 内閣府 報告分
平成 26 年度	405	217	2	198	47	45	0	45	358	172	2	153
平成 27 年度	291	216	0	202	45	41	0	41	246	175	0	161
平成 28 年度	270	135	0	120	44	32	0	32	226	103	0	88
区 分	書面提出件数		通報件数		来所相談証明書 発行件数		交際相手からの暴力相談件数					
							総数	通報				
平成 26 年度	1		16		20		4	0				
平成 27 年度	2		8		15		4	1				
平成 28 年度	2		15		26		4	0				

(7) 戦傷病者の援護

「戦傷病者特別援護法」に基づき、戦傷病者手帳を交付された戦傷病者に対し、同法第9条に規定された療養の給付等の援護を行う。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳所持者からの請求により、舗装具の給付、医療券の交付及びJR乗車券の引換（変更）証の交付を行っている。

表1－(7)－ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位：件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証 (変更)の交 付
平成26年度	17	0	0	0
平成27年度	15	0	0	0
平成28年度	7	0	0	0
市川市	5	0	0	0
浦安市	2	0	0	0

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の委嘱

厚生労働大臣が委嘱した戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員が戦没者の遺族及び戦傷病者の福祉の増進を図るための相談に応じ、援護に必要な指導等を行っている。

表1－(7)－イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員委嘱状況

(単位：人)

市町村	市川市・浦安市	合計
戦没者遺族相談員	1	1
戦傷病者相談員	1	1

(8) 児童手当事務指導監査

管内の市における児童手当事務について、指導監査を行っている。

表 1 - (8) 児童手当事務指導監査状況

市町村	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
市川市	—	平成 28 年 2 月 23 日	—
浦安市	—	平成 28 年 1 月 22 日	—

(9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議

中核地域生活支援センター事業は平成 16 年 10 月から開始され、健康福祉センターは、関係機関との連絡調整会議を中核地域生活支援センターと共催している。

表 1 - (9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開 催 日	平成 29 年 3 月 8 日
場 所	市川市勤労福祉センター分館 3 階大会議室
内 容	1 市川圏域での中核地域生活支援センターの活動報告 (中核地域生活支援センターがじゅまる) 2 中核地域生活支援センター事業の実施要綱改正について (千葉県健康福祉部健康福祉指導課地域福祉推進班) 3 講演：地域における包括的な相談支援体制をめざして (国際医療福祉大学院教授 堀田 総子 氏) 4 質疑応答
構成員・参加者人数	市町村 ○市川市 福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課、障害者支援課、生活支援課、子育て支援課、発達支援課 外 ○浦安市 社会福祉課、障がい福祉課、障がい事業課、高齢者福祉課、子ども家庭支援センター 外 市川市社会福祉協議会、市川市高齢者サポートセンター、市川市基幹型支援センターえくる、市川市生活サポートセンターそら 中核地域生活支援センター 一路会、がじゅまる 千葉県健康福祉部健康福祉指導課、市川健康福祉センター地域福祉課 計 58 名

